

## 東播臨海広域ごみ処理連絡会議会則

(趣旨)

第1条 この会則は、次に掲げる規約に基づき、高砂市が事務の委託を受けて実施する一般廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみに限る。)を処理するための施設(以下「広域ごみ処理施設」という。)に係る委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るための連絡会議(以下「連絡会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 加古川市と高砂市との間におけるごみの処理に関する事務の事務委託に関する規約
- (2) 稲美町と高砂市との間におけるごみの処理に関する事務の事務委託に関する規約
- (3) 播磨町と高砂市との間におけるごみの処理に関する事務の事務委託に関する規約

(設置)

第2条 連絡会議は、高砂市と加古川市、稲美町及び播磨町とのより一層の連絡調整を図るため、合同で設置する。

(名称)

第3条 連絡会議は、東播臨海広域ごみ処理連絡会議という。

(所掌事項)

第4条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 広域ごみ処理施設の計画、建設及び運営に係る連絡調整に関すること。
- (2) 周辺環境の整備に関すること。
- (3) 基金の取崩しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広域ごみ処理施設に必要なこと。

(組織)

第5条 連絡会議は、会長及び委員3人をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、高砂市長とする。

2 会長は、連絡会議の事務を統轄し、連絡会議を代表する。

(委員)

第7条 委員は、加古川市長、稲美町長及び播磨町長とする。

(会長の職務代理者)

第8条 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、高砂市長の職務代理者が会長の職務を代理する。

(連絡部会)

第9条 連絡会議に連絡部会を置く。

2 連絡部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(決定事項)

第10条 連絡会議は、第4条に規定する所掌事項に関し基本的な事項を決定する。

(招集)

第11条 連絡会議は、会長が招集する。

2 連絡会議は、年2回これを招集する。

3 会長は、必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、委員から連絡会議の招集の請求があるときは、

会長は、連絡会議を招集しなければならない。

(運営)

第12条 連絡会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員がやむを得ない理由により連絡会議に出席できない場合は、当該委員が指定する職員をもってその職務を代理させることができる。

3 会長は、連絡会議の会議の議長となる。

4 会長は、第4条に規定する所掌事項を推進するために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(経費)

第13条 連絡会議に要する費用は、高砂市広域ごみ処理事業特別会計において負担する。

(費用弁償等)

第14条 会長、委員及び職員並びに第12条第4項の規定により出席を求められた者は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用の弁償等のうち旅費を支給する場合において、その額及び支給方法は、高砂市の職員に支給する旅費の例による。

(会議録)

第15条 会長は、連絡会議事務局の職員に会議録を作成させるものとする。

(事務局)

第16条 連絡会議の事務局は、高砂市生活環境部に置く。

(連絡会議の解散の場合の措置)

第17条 連絡会議が解散した場合における事務の承継については、高砂市長、加古川市長、稲美町長及び播磨町長が協議の上これを定める。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。